

平安中期陸奥・出羽の貢納制と絹

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2024-03-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 永田, 英明 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/2000147

平安中期陸奥・出羽の貢納制と絹

永田 英明

はじめに

古代の陸奥・出羽両国は、他の一般諸国と異なり辺境支配を担う国として、地域社会からの収奪の成果を現地での蝦夷支配・辺境政策に充てることを基本としていた¹⁾。もちろん他国では調達が難しい特産品などは、奥羽両国から平城京・平安京に貢納されていたし、その歴史的意義を無視するわけではないが、国家財政としての運用という点では、奥羽両国の収税物はあくまで辺境支配の基盤として運用され、中央財政の基盤としての役割は、他国に比べ低く抑えられていたということができよう。陸奥特有の調庸品目である「狭布」は、こうした陸奥出羽の国家財政上の位置づけを象徴的に表すものといつてよい。

しかしそうした中で絹は、八・九世紀の奥羽の史料にほとんど出てこないが、十世紀以降にわかに、中央の需要にに応じて送られる主要な貢納物として、馬や金と並んで登場してくる。馬や金はどちらかというとならぬと奥羽の特産品として注目されがちであるが、奥

羽の絹についてとりあげた研究は少なく、本稿であえて取り上げてもよようとするのもこの点に鑑みてのことである。

もちろん先行研究でこの問題が全く取り上げられていないわけではない。一九九〇年代以降大きく進展した、十・十一世紀にかけての国家財政変容に関する研究の中で、奥羽の絹は、「臨時交易」とよばれるこの時期特有の財政政策の問題の中で触れられてきた。その先駆的な研究が長沢洋氏の研究²⁾である。氏は日記資料を中心に十・十一世紀の「臨時交易」絹・布とみられる事例を網羅的に検討する中で、それを『延喜式』等に見られる交易雑物制とは区別される独自の性格を持つものにとらえ、①特定の用途のために課されたものではないこと、②藏人所の管理下に置かれた内廷用の財源とみられること、③『別聚符宣抄』所載の天禄二年七月十九日太政官符がこの「臨時交易」の事例とみられること、④十一世紀初頭には年料化していること、などの点を指摘した。また大津透氏は、長沢氏の研究も踏まえつつ平安中期における国家財政の変容過程におけるその位置づけについて見通しを提示³⁾、十世紀半ばに見られる全国的規模での「臨時交易」は十世紀末以

降には国家行事などに際しその都度用途に応じて料物を国々に賦課する「臨時召物」へと転換するなか、陸奥出羽や大宰府などの辺境地域でのみ年料化しが残された、とされた。

本稿でまず注目したいのは、この「臨時交易」制度における絹貢納で、陸奥・出羽両国が他国に比べ極めて多額の貢納額を負担し、また最も遅くまでこの制度を継続させたとみられる点である。前述のような、八・九世紀の税制・貢納制における陸奥出羽が国家財政の基盤として果たした役割と比べると、このことは大きな変化である。

そしてもう一点重要なのが、平安中期の国家・社会において「絹」が果たした独特の役割に注目した梅村喬・三上喜孝氏らの研究である。⁽⁴⁾ 本稿ではこれらの成果に導かれながら、平安中期の奥羽の絹の歴史的な位置づけについて考えてみたい。

一 十世紀の臨時交易制と陸奥・出羽の絹

(1) 天禄二年官符の分析

最初に『別聚符宣抄』所載の天禄二年(九七二)七月十九日太政官符を検討してみたい。この官符については既に十・十一世紀の国家財政の変容を知る素材として、あるいは平安中期における絹貢納の拡大を示す資料として多くの先学が注目されているものだが、⁽⁵⁾ 陸奥・出羽の絹貢納との関わりからその位置づけを考えてみたい。

〔史料一〕『別聚符宣抄』天禄二年七月十九日太政官符

太政官符大和国司八月以前

応^三早速春^三進米百五十斛一事

備後国三百斛 備中国三百斛 播磨国四百斛

美作国二百斛 若狭国百斛 已上九月以前

能登国二百斛 周防国三百斛 長門国百斛

伊豫国四百斛 土左国百五十斛 河内国百五十斛

摂津国百五十斛 和泉国七十斛

太政官符尾張国司 例交易百六十疋内精好八月以前

応^三早速交易進^三上絹六十疋一事

伯耆国絹六十疋 別納租穀充進若新委不動穀

但馬国絹八十疋 当年調絹内精好十月以前

陸奥国絹三千疋 十一月以前 出羽国絹千疋 十一月以前

上総国絹百廿疋 常陸国絹二百疋

太政官符相模国司

応^三早速交易進^三上調布百千二百端一事

武蔵国調布二千端 下総国千五百端 下野国五百端 以上六箇国十月以前

備前国絹二百疋 駿河国調布千端 伊豆国調布八百端

信濃国調布千端 已上四箇国八月以前

美濃国絹百疋 阿波国絹五十疋 已上一箇国同八月

伊賀国絹卅疋 参河国絹六十疋 越前国絹百疋

丹後国絹六十疋 紀伊国絹百疋 已上五箇国八月以前

甲斐国絹八十疋 加賀国絹六十疋 已上一箇国九月以前

越後国絹五十疋 調布三千端

佐渡国調布二千端 出雲国絹六十疋 已上三箇国十月以前

上野国絹百疋

太政官符大宰府

応^三早速春^一進米二千斛^一事

筑前国四百斛 筑後国二百斛 肥前国二百斛

肥後国三百斛 豊前国三百五十斛

豊後国二百五十斛 日向国三百斛 已上十一月以前

太政官符讃岐国司

応^三早速進^二上当年庸米二百斛^一事

安芸国年料米百斛^{十月以前} 近江国春米二百斛

太政官符丹波国司 因幡国絹二百疋

応^二早速交易進上^一絹卅疋^一事

右右大臣宣。奉 勅、件絹為^レ充^二国用^一所^レ仰如^レ件。宜^下仰^二

国宰^一来十月以前依^レ数交易、別差^二幹了綱丁^一早速進上^上。其料

用^二正税^一。無^二正税用残^一充^二不動穀^一、且申開用、且以交易進納。

若過^二其期^一、不^レ勤^二進納^一、不^レ理^二国宰申請^一者。国宰承知依^レ

宣行^レ之。仍須^二長官專^一当其事^一。殊致^二勤節^一、不^レ得^二懈惰^一。

符到奉行。

右大弁源朝臣 左大史坂合部宿禰

天禄二年七月十九日

『別聚符宣抄』はおおむね天暦年間頃までの官符・宣旨等を収録する法令集だが、この官符は同書の中で最も遅い年紀をもつ官符で、しかも後述する永宣旨料物に関する天禄元年官符と共に、他の資料とはやや孤立して離れた年代を持つ。その書様も天禄元

年官符とともに、実際には多数の国にあてて個別に出されたと思われる官符の内容を適宜節略して記されている。大和・尾張・相模・讃岐についてそれぞれ春米・絹・布・庸米の代表例として書きまてを記し、また管内七国分をまとめた大宰府を挙げ、最後に丹波国司分のみ、おそらく全体の代表例として、本文(事実書)を挙げているのだろう(表1参照)。

さて、この官符の内容について基本的な特色を整理するとき注目されるのが、対象国の範囲の広範さと、貢納を命じる品目の少なさである。対象国は畿内七道諸国の五四か国と広範囲にわたり、全国的な貢納命令といって差支えあるまい。一方で品目は、布・米・絹の三種のみに限られている。同じく全国的に賦課される調や交易雑物(『延喜式』)、地子交易物(『別聚符宣抄』延喜十四年八月二十五日官符)と比較すると、その品目の乏しさ・統一性は明白だろう。

品目の少なさという点に注目するとき浮かび上がってくるのは、これらの品目をもつ「現物貨幣」としての性格である。布が八世紀の段階から代表的な現物貨幣として使われていたことはすでに多くの指摘があるが、十世紀になるとさらに米や絹が現物貨幣として重要な役割を担うようになったと指摘されている。実際これらは十世紀以降禄の主要品目でもあった。つまり天禄二年官符は、当該時期の「現物貨幣」の代表的品目を全国からかき集めるものとしてとらえることが出来る。

米・布・絹という品目の各国への割り振りを『延喜式』における調庸や交易雑物の品目と比較すると、たとえば布(調布)を貢

納する駿河・伊豆・相模・武蔵・下総・信濃・下野・越後・佐渡の九箇国（越後は絹も）は『延喜式』の調・庸・中男作物・交易雑物布（地域特有の布を含む）の貢納国と重なり、絹（二十二ヶ国）の場合も、陸奥・出羽をのぞく二十か国のうち十六ヶ国が『延喜式』で交易雑物（および調）として絹を貢納し、また残りの四国（甲斐・上総・常陸・上野）も絁を貢納（調・交易雑物）している。

米も、畿内と大宰管内諸国以外は、『延喜式』における年料春米・年料別納租穀・庸米輸納国に重なる。畿内の場合調庸などの税の品目として米は見えないが各国で生産された米が別の様々な形で京に持ち込まれていたことは言うまでもない。大宰府の貢納物に米がないことは、八・九世紀には軍事的理由で管内の米を大宰府管内の外に出すことが原則として禁止されており、一方で西海道米を私米として京に送ることがしばしば問題になるように、米の生産と京への流通は非公式に行われていた¹⁰。このように、この官符で各国に賦課された品目は、基本的には九世紀以来その地域で生産・流通されている品目を引き継いだものであると考えられる（表一）。このことは、陸奥・出羽両国の事情を考える上でも留意するべきだろう。この点についてはのちにも改めて触れたい。

貢進の期日のあり方にも注意しておく必要がある。おおまかに整理すると、米と絹・布各々①八月以前②九月以前③十月以前④十一月以前の期日が設定されいずれも早急な貢納が命じられている。ちなみに、調庸や交易雑物の貢納は、貢調使に付けて行われる原則で、令の規定では十月から十二月にかけて納入されるこ

とになっているし、また年料春米は二月・四月・六月・八月が納期とされている。天禄二年官符はこれらとは全く別の納期を設定し、必要物資の早急な調達を図るものと言うことが出来る。

ところで、最後に記された丹波国司あての事実書には「其料用正税一、無正税用残一充不動穀」とあることから、これらの品目は正税ないし不動穀を財源とした交易でまかなう原則であったとみて良い。官符の中にはたとえば尾張国（六十疋）の「例交易百六十疋内精好」、但馬の「当年調絹内精好」のように、交易雑物や「当年調」を充てるとする国も散見される。讃岐国の米が「庸米」とされ、安芸が「年料米」とあるのも、同様と見て良いだろう。これらは、官符での貢納分を、新規の正税や不動穀を立用せず式数の交易雑物や調、年料春米の一部として処理するという意味と見られる。これらの国だけそのような扱いにされているのは、正税や不動穀の状況に対応しているのかもしれない。十世紀後半には調庸雑物や年料米の未進が慢性化する中で正蔵率分制や永宣旨料物制など年料分の一部のみを切り取って優先的に別納させる政策が取られていることを踏まえれば、これらも同様に理解することが出来る。いずれにしても、このように税目には「ばらつき」があるのは、各国の事情に合わせてどの律令税目・財源を当てはめるかを調整しているだけであって、現実の貢納ではその違いに殆ど意味はないといつてよいだろう。一応律令制の税目や財源との紐付けがなされているものの、要は「国用」に充てるための所定の絹・布・米が調達出来させれば良いのであって、その意味で新しい枠組みでの貢納制と評価することが出来る。

(2) 「臨時交易」「臨時春米」の成立

天禄二年官符の歴史的意思是、その前後の時期における絹・布・米貢納のあり方の中で考える必要がある。その際に先ず検討しなければならぬのが、十世紀前半の延長年間から確認できる「臨時交易」「臨時春米」との関係である。まずは史料がまとまっている承平元年(九三二)の『貞信公記』の記事を分析する。

〔史料二〕『貞信公記』承平元年正月二十八日条

中宮大夫来仰_二宣旨_一。臨時交易絹進未、又可_レ春_レ米国等勘事、仰_二左中弁_一。

〔史料三〕『貞信公記』承平元年二月一日四日条

左中弁来、(中略)又可_二臨時交易_一国々書出可_レ進事、仰_二同弁_一。

(後略)

〔史料四〕『貞信公記』承平元年二月二十日条

有官奏、公忠朝臣、去年依_二忽用_一所_レ仰_二国国_一在下絹布宣旨、不_レ待_二民部勘_一、見物可_レ行状、公忠朝臣申仰了

〔史料五〕『貞信公記』承平元年二月二十七日条

左大弁来、令_レ見_二可_レ春_レ米国国不動穀勘文_一、即仰_下可_レ令_レ春_二二千石米_一之状_上、又左中弁来覽_二臨時交易絹勘文_一

〔史料六〕『貞信公記』承平元年三月四日条

左大弁来、定春_二米穀三千石_一也、

〔史料七〕『貞信公記』承平元年四月三日条

有官奏。公忠朝臣。左大弁来。有伊豫調丁事、賀茂社修理等事、又大宰春米可_レ給_二責符一事_一

〔史料八〕『貞信公記』承平元年四月二十三日条

右中弁来、有_二院御消息_一、大宰春米・寛校〔救〕拳状等也、

〔史料九〕『貞信公記』承平二年(九三二)六月八日条

公忠朝臣来令_レ見_二讚岐介濟茂臨時交易絹・春米違期進納過状_一。仰云、仰_二官字傍国司_一過状取集。可_レ令_二法家_一勘申所当罪_一者。

まず注目されるのが、史料五の、弁官がもたらした「可_レ春米国不動穀勘文」「臨時交易絹勘文」を忠平が覽たという記事。このうち前者は史料二の「可_レ春_レ米国等勘事」、後者は史料三の「可_二臨時交易_一国々書出可_レ進事」に対応するとみられ、つまりここでは「春米」「臨時交易絹」を充て行_二国々_一について調査・選定が行われていると考えられる。具体的な国名や規模は全く不明だが、春米については、史料五・六にみえる二〜三千石を天禄二年官符における米貢納国(大宰府を除く)の平均賦課額(二〇〇斛強)で割ると一〇〜一五か国程度となり、天禄官符よりは少ないかもしれないがある程度の数の国々に宛がわれたと考えて良いであろう。同様に『貞信公記』天禄二年三月十七日条に「左大弁来。諸国臨時春米事云々。」とあるのも諸国に春米進上を指示している例とみて良いだろう。

また史料九の「讚岐介濟茂臨時交易絹・春米違期進納過状」からは、「臨時交易絹・春米」が貢納期日を設定して絹・春米を貢納させるものであったことがわかる。これもまた天禄二年官符にみられる貢納制の特色と通じる。

また史料七・八にみえる「大宰春米」にも注目したい。史料七の「責符」は大宰府の春米貢納に何らかの問題(違期・粗悪など)があったことを譴責する官符であろうから、これ以前に大宰府春

米の貢納が行われたことがうかがえる。前掲天祿二年官符にもやはり大宰府管内からの米が記されているが、こうした大宰府からの春米貢納は『貞信公記』延長五年（九二七）七月「四日条に「可^レ催^二大宰^一春米事、臨時交易絹事、仰^二右大弁^一。」とみえるのが初見である。前述のように大宰府の米は九世紀においても府官や管内国司の公廩、位祿等を除いてはやはり出米が禁止されており、延長五年に初見する「大宰春米」の京進命令は、十世紀段階の新たな動きである⁽¹³⁾。しかもそれが「臨時交易絹」とセットで登場することもまた、天祿二年官符に通じる。

このような点から見ても、天祿二年官符は長沢氏が指摘したように、十世紀前半の『貞信公記』にみられる多数の国々への「臨時交易」「臨時春米」を継承するものとみて良いだろう。重要なのはやはり、一つは品目が絹・布・米に特化されていること、もう一つが、大宰府の米のように、令制―延喜式制には組み込まれていない辺要国からの貢納体制を組み込んでいる、という点である。

(3) 陸奥・出羽の絹

さて、陸奥・出羽の貢納制という視点に戻ろう。天祿二年官符のような形での陸奥・出羽による大量の絹貢納命令が延長年間や承平年間にそのままさかのぼるかどうかわからないが、天慶九年（九四六）に太政大臣藤原忠平の除病のため陸奥絹を十二ヶ寺に配分した記事（表2参照）から、陸奥絹の貢納が十世紀半ば以前に始まっていたことがええよう。まずそのこと自体が、陸奥の貢納制の重要な変化である。その上でさらに天祿二年官符では、

陸奥・出羽に課されている絹の量が、他国に比べ突出して多い、という事に注目せざるを得ない。陸奥には三〇〇〇、出羽には一〇〇〇疋が課され、これは全国の絹の賦課五五七〇疋の三分の二以上にあたる。両国以外で最も多いのは常陸・備前の二百疋であるから、その偏りは顕著である。十世紀に入ると突然これだけの賦課が陸奥出羽両国に課されている。そこには一体どのような意味を見いだすべきであろうか。

先にも述べたように、天祿二年官符にみえる貢納品目の割振りには、基本的には八・九世紀段階での調庸や交易雑物の貢納品目のあり方に重なっている。それはすなわち、天祿官符にみられる割り振りが、それ以前からの各地域における生産や流通のあり方を一定程度継承・反映していることを意味すると考えて良いだろう。そこから考えられることのひとつは、陸奥・出羽においても同様に、以前からある程度絹の生産・流通が行われていたのではないかと、という可能性である。奥羽の調庸品目に絹が見えないのは前述のように蝦夷に支給する「狭布」の調達という役割を調庸制が与えられていたからであって、それとは別に実際には絹の生産・流通がある程度進展していたのではないかと、という想定である⁽¹⁴⁾。

一方で、その分量が突出して多いということを考慮すれば、もう一つ、それらが「交易」によってまかなわれることを踏まえるならば、その財源の問題も考慮する必要がある。前記の承平の「臨時交易絹」の例を見れば、賦課に際しては各国の正税や不動穀の状況が勘案されたと考えられるが、奥羽両国特に陸奥国は、それだけの賦課に堪えられると見なされていたということもいえ

よう。

この問題は十世紀の陸奥出羽を考えるひとつの手がかりとなるようにも思うが、次にのべる十一世紀のあり方を見た上であらためて触れたい。

二 十一世紀における陸奥出羽両国の絹貢納

次に、十一世紀における状況を見ておくこととしたい。大津透氏が指摘したように、天禄二年官符に見られるような全国的な交易布・絹・米の一斉賦課はその後見られなくなり、これに代わるように、各行事に応じて諸国から随時必要物資を調達する臨時召物がさかんにおこなわれるようになる。大津氏は陸奥・出羽など特定の国のみ「臨時交易」が残ることも指摘されている。陸奥出羽以外では越前・阿波・丹後・参河・土佐などの例が知られるが、越前や阿波・丹後・参河の例は吉書として交易絹の解文が奏上されている例であり、貢納額も十疋程度と少額で、貢納制としての意義は限られるとみられる⁽⁵⁾。その中で比較的まとまった数の絹貢納を担ったのが陸奥・出羽と大宰府であった。この点について、『左経記』の長元七年（一〇三四）にみられる、奥羽両国および大宰府の絹貢記事を中心に分析することとしたい。

(1) 陸奥・出羽の年料絹

左経記によれば、この年十一月に大宰府と出羽国、十二月に陸奥国からの「絹解文」が右大弁経頼のもとにもたらされ、その処

理に関する経緯が詳細に記されている。まず出羽解文の処理の経緯からみてみよう。

A 出羽絹関係（《》内は割注。以下同じ）

〔史料一〇〕『左経記』長元七年（一〇三四）十一月廿九日条

大夫史義賢朝臣持来出羽付^二交易絹解文^二一枚。《一枚載^二四百疋^一、二百疋長元五年料、二百疋同六年料。一枚載^二二百疋^一、同年料》云、（中略）又云、「出羽絹非^二本国絹^一。召^二問綱丁等^一申、「彼国依^レ非^二土産^一、以^二料物^一路次間交易絹也。仍或頗宜、或不^レ宜也」者。（中略）及^二晚景^一参^レ殿。令^レ覽^二出羽解文等^一、并申^二太宰絹等疎悪之由^一、兼出羽絹申^下非^二本国絹^一之由^上。仰、「解文可^レ付^二頭弁^一也。但絹等事、雖^レ仰^二不便之由^一、無^レ可^二返給^一仰^レ之。」（後略）

〔史料一一〕『左経記』長元七年十一月卅日条

午刻参^二御堂^一。以^二出羽解文^一付^二頭権弁^一。

〔史料一二〕『左経記』長元七年十二月一日条

頭弁下^二出羽絹解文^一、示云、「可^レ令^二檢納^一者。

〔史料一三〕『左経記』長元七年十二月二日条

早旦、左少史政義来向、下^二出羽解文^一、仰云、「内伝^二授義賢朝臣^一、可^レ令^二納之由可^レ仰^一者。（後略）

経緯を整理すると、十一月二十九日に大夫史義賢から参議右大弁の経頼のもとに出羽守の解文が届けられた。解文は二枚あり、一枚には長元五年・六年料各二百疋ずつの合計四百疋。もう一枚は長元七年料の二百疋が記されている。その際大夫史義賢からは、出羽絹が「本国絹」ではないこと、そのことについて綱丁か

ら「絹は出羽の土産ではないので料物をもって路次で交易したものであり、このため品質にばらつきがある、という説明があった」との報告がそえられた。経頼はこの件を、大宰府の貢納絹が粗悪であることあわせて関白頼通に報告し、翌日頭弁に付けて解文を奏上、翌日には「検納すべし」との指示を下され、更に翌日左少史政義に検納を指示している。

続いて陸奥国の記事を整理しよう。

B 陸奥絹関係

〔史料一四〕『左経記』長元七年十二月十四日条

入レ夜、大夫史義賢朝臣来向云、「左大弁御消息云、「陸奥去今年料絹解文、依レ今日物忌不能下。可レ然可レ申」者。即相示云、「僕又今明物忌也。雖然共称物忌空不可レ経日」者。今日為申日之内已及暗夜、明日仰可レ申之由取解文了。義賢申云、「件解文、長元六年料載絹数、今年料不載。仍問其旨之處、綱丁申云、「所進之絹千二百疋也。而先例所進、陸奥絹三百、他国絹三百也。是彼国絹難得也。仍半分以代物路次之間交易備也。為代々例。而此度絹、彼国絹三百、他国九百疋也。若依違先例不注絹数一敷」者。以此旨可レ申」者。

〔史料一五〕『左経記』長元七年十二月十五日条

参殿。令申陸奥去今兩年絹解文。《年別六百疋。八月廿五日解。綱丁從七位上白河団擬矢八占部宿祢安信。》即令申云、「綱丁安信申云、「彼国依絹難得、左右相構、当国絹三百疋奉之、遺九百疋交易隣国所奉也」者。仰、「解文付頭弁

可レ令奏。但於絹者雖当国絹疎悪者可返給也。雖他国於宜者可レ納也」者。（後略）

〔史料一六〕『左経記』長元七年十二月十六日条

十六日壬申、（中略）又昨日陸奥解文送頭左中弁御許。昨兩貫首不被候内。仍昨日不令奏也。（中略）及晚景、陸奥絹解文自頭弁許奏聞了。送云、「令検納」者。即送義賢朝臣許云、「慥加検察不レ論当他国、有疎悪絹者可レ返」者。

基本的な流れは出羽と同じである。すなわち十二月十四日に大夫史義賢から陸奥の絹解文が経頼に届けられた。その際に大夫史からは、長元六年料について絹数が記載されながら七年料について数量記載がないことについて、綱丁から「陸奥では絹の調達が難しいため半分は路次での交易で調達するのが代々の例となっており、先例では陸奥絹三百・他国絹三百ずつ進上してきたが、今回は陸奥国は三百疋のみで残り九百疋は他国絹である。このために先例と異なるので絹数を解文に注記しなかったのではないか」との説明があった旨報告を受けたという。史料一五によれば年料は六百疋とされているので、長元六年料は先例通り本国絹・他国絹三百疋とし、七年料は全て他国絹なので解文に絹数を記せなかった、ということであろう。経頼はこの旨をやはり関白に報告した上で十六日に解文を頭左中弁に持参して奏聞してもらい、「検納せよ」との命を受け、大夫史義賢に、当国産か他国産であるかを問わずに粗悪品があれば選んで返却するように指示している。

さて、すでに長沢氏らが指摘するように、この二つの事例から

は、まず両国の絹貢納に年料（出羽二百疋、陸奥六百疋）が設定されている事がわかる。「代々例」という表現からはこの年料による絹貢納がすでに一定期間継続的に行われている事がうかがえる。その始源は不明だが、二百疋・六百疋という額については、前掲の天禄二年太政官符で命じられた両国への絹貢納額（一〇〇〇疋・三〇〇〇疋）の二割にあたり、正蔵率分制の率分額（二割）が適用された結果ではないかとの推定が長沢氏によってなされている。奥羽両国の絹貢納は、天暦六年に定められた正蔵率分制の対象である調庸雑物制によるものではないし、天禄二年官符もそれ自体は単発の命令とみられるので、正蔵率分の直接的な適用とはいえないが、これを参考に年料が設定された可能性は考えられよう。正蔵率分は天暦六年の導入当時は一割であったがその後十世紀末頃に二割に引き上げられたと推定されており、¹⁶だとすれば両国の年料が二百疋・六百疋となったのも十世紀末頃のことと推測することができよう。『殿歴』康和五年（一一〇三）九月二十一日条には「陸奥かたりの解文為隆に付了。件解文去月所_レ付也。而思わすれて于今不_レ付也。件解文久絶事也。而此任進之也。大略勤事歟。陸百疋云々」とあり、この年料は、実態はともかく枠組みとしては十二世紀初頭まで継承されていた。

次に注目されるのは、両国が貢納する絹の中に、「本国絹」とは別に「路次」で交易入手した絹が混じっているという点である。史料一〇で大夫史がわざわざ「本国絹に非ず」と問題視していることからすれば、本来は本国産の絹を輸送して貢納するべきと言う原則が存在したことは認められよう。しかし一方で現実には、

両国の国内では十分な絹を調達することが出来ず、「路次」「隣国」で交易調達した絹をも加えることが恒例化していた。中央政府の側も、そうした状況を踏まえ、本国産であるか否かを問わず、粗悪であるか否かを受納の条件としている。

先に述べたように、奥羽への交易絹の賦課は、両国における絹の一定程度の生産・流通を前提にしつつも、他方では奥羽の正税や不動産を財源としてあてこんで中央政府が必要とする絹を賦課したという面があった。そして現実には両国が国内産の絹だけでその賦課量を十分にまかなうことが出来なかつたことも、この資料からうかがえる。政府は、必ずしも両国の「土産」（特産品）であることにこだわらず、まずは良質の絹であればかまわない、という方針を示し、そこからは、奥羽の絹貢納が、必ずしも特産品の貢納という性格では理解できないことがうかがえる。

次に、「絹解文」が、史一弁一（関白）―天皇というルートで奏上され、逆のルートで検納が指示されていることも注意しておきたい。「解文」の内容に関する問答が史と綱丁との間で行われ、「検納」の指示が史に最終的に下されていることから見て、これらの陸奥・出羽絹は、弁官の管轄下で受納されているものと見られる。

長沢洋氏は、「臨時交易（絹・布）」を蔵人所が管轄する内廷財源と位置づけているが、この記事については、収納先を太政官管下の官厨家ないし正蔵率分所と推測している。陸奥の絹が太政官厨家に保管されている事例としては、万寿三年（一一二六）の上東門院彰子出家時に、東三条院（詮子）の例にならない、「絹壹百疋・

信乃布千段を諸僧料として充てる」こととなり（『左経記』万寿三（一〇二六）年正月十七日条）、関白頼通の指示で「厨家納絹百疋《大宰・陸奥所進中》、率分藏納調布千段。」を彰子に奉るよう経頼が大夫史貞行に指示している例がある。陸奥出羽を含む「臨時交易絹」のうち藏人所に保管されているものがあることは確かだ、長沢氏はこれを一般化して理解しているが、貢納された絹が直接藏人所に納められる場合は、奏上後解文は藏人所に下され藏人所から返抄が発給されるはずであり、本節で取り上げている奥羽の年料絹については、たしかに藏人方ではなく官方の管轄とみるべきだろう¹⁸⁾。

（2）大宰府の絹貢納との比較

さて、以上のような奥羽両国の絹貢納を、同じく長元七年の『左経記』記事から知られる大宰府の絹貢納と比較してみよう。

〔史料一七〕『左経記』長元七年（一〇三四）十一月十七日条

大夫史義賢朝臣来_三門外_一。令_レ申云、「大宰府今年々貢解文持_三到左大弁御許_一。而被_レ仰云、「依_三輕服_一今日不出仕_一。可持_レ到愚許_一者。但被_レ仰云、「昨今御物忌歟。然者明日被_レ申有何事乎。是恒事也_一者、取_三入件解文等_一、早且仰_三可_レ申_レ殿由_一返却了。太宰府進上当年新嘗会料調絹千疋・綿百屯事。又進上同年料率分絹六百疋事。《又進上同年率分綿二万屯事》已上三枚、九月二十三日解。使、撤_{（撤効）}檢非違使佐伯為信。《中略》但物実、未来云々。

〔史料一八〕『左経記』長元七年十一月十八日条

午刻參殿、申_三大宰解文等_一。仰云、「自_レ此令_レ奏由、内々示_三

頭弁_三可_レ付_一者。未刻許御共參内。於_三陣腋_一付_三大宰解文頭左中弁_一。頃之弁云、「奏_三解文_一、下_三奉殿_一。仰云、「令_三檢納_一者。但綿停_三代革_一以_三見綿_一可_レ進由、前年給_三宣旨_一了。任_三宣旨_一。儘進_三見綿_一乎可_レ令_レ問_一者。即問_三義賢朝臣_一申云、「物実、未_レ来且進_三解文_一也。已注_三見物_一代物不_レ注。仍不_レ問_三其案内納言_一。有_三代物_一者可_レ申_三事由_一也_一者。即以_三此由_一、触_三頭弁_一了。

〔史料一九〕『左経記』長元七年十一月十九日条

大宰解文等下_三義賢朝臣_一。仰云、「各令_三檢納_一者。但甘葛煎解文二枚、返_三送頭弁許_一。是依_レ可_レ納_三藏人所_一也。左中弁被_レ示。

〔史料二〇〕『左経記』長元七年十二月三日条

先_レ是大藏卿、令_三成重送_一大宰解文二枚云、「一枚前日所_三奏下_一当年料絹綿解文、一枚彼府代物解文、載_三絹千疋代、本色三百疋色代上絹七十疋《十疋宛一疋》、綿万屯代上絹六十六疋四丈、《百五十屯宛一疋》。年来以_三色革_一進_三件絹綿代_一、而去年可_レ進_三見色_一之由有_三宣旨_一、仍停_レ革以_レ絹所_三准進_一歟、以_三件絹等_一宛_三用公用_一、多可_レ有_三不足_一、以_三此由_一可_レ申上_一者、可_レ奏之由報答畢。

史料一七〜一九には、右大弁経頼の許に大夫史小槻義賢からもたらされた大宰府の「今年々貢解文」五枚（①太宰府進上当年新嘗会料調絹千疋・綿百屯事②進上同年料率分絹六百疋事③進上同年率分綿二万屯事④進上去長元五年料甘葛煎六斗⑤進上長元六年料甘葛煎七斗）について、関白頼通の内覧を経て天皇に奏上され、

現物の検納命令が下されるまでの一連の流れが記される。いずれも九月二十三日付で、「使擬檢非違使佐伯為信」が持参した。⁽¹⁹⁾

ここでは、①②③の絹綿の貢納を中心にくつか注目したい点を挙げておこう。まずこれらの解文に記された貢納の制度について。②③は大宰府の「率分絹綿」に関する文書である。「率分絹六百疋は『延喜式』民部式に定められた大宰府の年貢調絹料三〇〇〇疋の「率分」（正蔵率分＝一〇分の二）にあたり、③「率分綿」二万屯も延暦二年に改定された大宰府の年貢綿十萬屯（『類聚三代格』延暦二年三月廿二日太政官符）のぴったり一〇分の二である。⁽²⁰⁾ 大宰府調綿・絹の「率分」額は、『朝野群載』巻二十には永久二年（一一一四）料の大宰府率分絹・綿の進上解文（永久四年二月廿一日付）が収録されており院政期にも引き継がれた。

一方、②③とは別の解文がつくられている①「当年新嘗会料」も、「調絹」「調綿」とあるように、律令税制の税目としては調庸物である。それがこのように別々の解文で進上されているのは、「新嘗会料」という恒例行事の用途に必要な料物を率分とは別枠で個別に確保しようとするためであろう。大宰府の絹綿については、特に節禄との密接な関係が指摘されており、九〜十世紀の王権と貴族の関係を支える重要な経済的基盤であったと言われている。新嘗会料の絹貢納が率分と別枠でもうけられたのも、大宰府からの年料絹綿の貢納が停滞する中で、必要分の絹綿を確保しようとしたものであって、これは、天禄元年（九七〇）に導入された、特定の恒例行事の用途として調庸等の年料の一部を徴収する「永宣旨料物制」（特定諸国永進納制⁽²²⁾）に通じる調達方式とみてよい

のではないだろうか。⁽²³⁾

次に、絹綿の現物の検納について。解文の奏上後天皇の裁可を受けて弁が史に「検納」を指示し、そこで初めて実物の検査が行われる。史料一八に「物実未来」とあるように実際には現物がまだ到着していないのだが、その後一月二十九日条では経頼が関白頼通に、大宰絹が疎悪であることを報告しており（史料一〇）、おそらくその頃までには物実も到着していたのである。この物実の検納にさいして中央政府側が気にしたのは、これらの物品とりわけ綿が代納物ではなく「見物」で納入されるかどうかという問題であった。大夫史義賢は「有^三代物^一者可^レ申^二事由^一」と述べているが、こうした別の品目による代納は当時かなり恒常的に行われていたもので、寛弘二年（一〇〇五）にも大宰府の率分絹綿の「練用之絹」による代納を前例どおり認めるか否かが問題となっている。⁽²³⁾ 院政期の例だが前掲の永久二年料率分絹綿の貢納でも、それに対する返抄とみられる同年八月二十日付けの官厨家返抄には、絹が「見色」とある一方綿は代物として絹三三三疋二丈で記され絹で官厨家に代納されていた。長元七年の場合実際に代納があったかどうか不明だが、永久二年料の場合を参考にすれば、「解文」には綿と記しながら実際には代物で納められていた可能性は十分であろう。ただいずれにせよ、①②③の絹綿については、長元七年料が同年の内に一括して貢納されていたとみられる。

さて、大宰府の絹貢納は『延喜式』制に定められた「調綿絹」の貢納制を根拠に、そこに「率分」を適用したものとみられる。一方陸奥・出羽の場合は、先に述べた天禄二年官符との関係が推

測されているものの、『延喜式』等に定められた律令税制（調庸や雑物）との関わりはみられない。その意味では両者は、律令税制との関わりという点では、系譜を異にする貢納制ということができる。

しかしながら、その点を除けば、両者は基本的に同質の貢納制度とみることができる。「調」であるか否かは、この段階では現実には殆ど意味がなく、太政官は、必要な絹を、大宰府からは「調」の一部という建前で、陸奥出羽からはそれとは異なる枠組をつかって、経常的に調達する仕組みを統合的に構築していた、ということができらるだろう。

問題は、なぜ陸奥出羽と大宰府なのかという問題である。一つ想起されるのは、先にも述べたように、大宰府の絹が「率分絹」と称され、陸奥出羽の絹が天禄二年官符の率分相当額であることである。正蔵率分制は調庸・交易雑物・年料米の一割から二割を太政官財源として確保する制度であるが、陸奥出羽の調庸は前述のように現地消費であり、大宰府管内諸国の調庸もまた一次的には現地消費であって、そこに正蔵率分を適用しても、中央財政としては意味がない。受領功過においてこれらの地域の国司に率分勘文の提出が免除されている理由もこの点にあるのだろう。だとすれば、正蔵率分制の准用の過程で、両地域については調庸制と別の根拠によって中央への貢納制を確保しようとしたのが、両国の年料絹ではないだろうか。

三 平安中期陸奥・出羽の貢納制と絹

(1) 陸奥出羽の調庸制

先にも述べたように、八・九世紀の陸奥国は、調庸物のほぼすべてが両国内の蝦夷支配に充当されることになっていた。両国の調庸物は布（狭布）と米・穀であるが、九世紀段階ではこれらは京進されることはなく、したがって両国の調庸に対する中央政府の管理はその運用状況を「用度帳」（税帳使に付けて進上）によって把握するだけであった。こうした構造は、十世紀に入ってから基本的に変わることはない。たとえば受領功過定でも陸奥出羽両国は「調庸惣返抄」ではなく任期分の「勘済用度帳」を提出することとされ、また「率分勘文」（正蔵率分の貢納状況の調査書）も北海道諸国ともども京進の必要はないとされていた。「勘済用度帳」は陸奥出羽国内での調庸物の収入・支出状況を記録した帳簿とみられ、一応建前としてはこの帳簿を通じ徴税・支出状況を管理することになっていた。

では十世紀以降この調庸制はどのようになったのだろうか。この点を考える材料はほとんどないと言って良い。ただ一つ関連史料として『小右記』長元五年八月二十五日条がある。この史料を今少し分析してみたい。

〔史料二一〕『小右記』長元五年八月廿五日条

廿五日甲子、（中略）召_二主税助雅頼_一、問_二陸奥砂金事_一。可_レ逢_レ詔哉否事也。申云、「彼国百姓弁_二狭布_一、皆是調庸徭丁之

所_レ弁。至_二狭布_一依_二詔文_一所_レ被_レ免也。至_レ金者、以_二彼調庸
 徭丁_一、給_レ食所_レ令_二掘進_一、不_レ可_レ潤_下免_二調庸等_一之詔上。調
 庸等丁其数多々、然者所_レ課砂金可_レ及_二数千両_一。只是年料所_レ
 被_二定置_一也。一切不_レ可_レ被_レ免_一者。唯対馬嶋銀者、有_二所_レ
 被_レ充之丁数_一。仍可_レ霑_二詔書_一歟。余仰云、「水銀者付_(マ)」雅頼
 云、「不_レ覚_一」者。仰云、「件三色事、尋勘可_レ進之由、召_二仰之_一」。
 雅頼云、「滋望・倫寧之時、天曆御宇、不_レ被_レ免事也。倫寧全
 勤_二五箇年料金_一了。年々遺金三千余両又弁進_一」者。件事見_二故
 殿御日記_一。与_レ所_レ申無_二相違_一。

この史料では、調庸免除の詔が陸奥砂金に適用されるか否かが
 問題になっている。ここでいう調庸免除の詔がいつの詔書をさし
 ているが明確でないが、小右記の記事では陸奥守の任中分の砂金
 の濟否がしばしば問題となっていることをふまえると、任期中に
 下された調庸免除の詔が砂金に適用されるか否かを主税助に勘申
 させていると考えられよう。『小記目録』によれば同年九月五日に
 「前陸奥守孝義」の任終年濟物の扱いが問題にされている。孝義の
 砂金のことはずでに長元元年に孝義前司の橋則光の任終年の問題
 がとりあげられており、本条もこれに関わる可能性があるであろう。

主税助雅頼の答申は

① 陸奥国は狭布を弁するが、これは「調庸徭丁」が「弁」ずる
 ところなので、狭布については調庸免除の詔を適用して免除
 される。

② 金は、「彼の調庸徭丁を以て、食を給い掘り進らしむ所」な
 ので、調庸等を免除する詔書の恩恵にはあらずからない

③ 調庸等丁は多数にのぼり、よって彼らに課されている砂金も
 数千両になると思われるが、年料が定まっているものなので、
 一切免除はしない。

④ ただし対馬の銀は「充てられている(調庸)丁数がある」の
 で、詔書の恩恵にあずかるべきだろう。

さらに実資は水銀についても調査するよう指示し、雅頼は「不
 覚」と回答。実資はこれら三種について調査を命じ、雅頼は

⑤ 藤原滋望(天曆二〓九四八前後在任)・藤原倫寧(天曆八〓
 九五四前後在任)陸奥守在任時の「天曆御宇」には、砂金の
 貢納を免除されおらず、倫寧は五箇年料の金を納め、さら
 に年々の遺金三千余両も又弁進した

と報告。実資も「故殿御日記」(実頼の日記)でこのことを確
 認し、間違いないことだ、としている。天暦年間におこなわれた
 調庸免除に際しても砂金は免除対象となっていないということだ
 であろう。

さて、この史料は、一一世紀初頭における陸奥の金の調達方法
 を知ることができる資料として注目されてきた。熊谷公男氏はこ
 の資料をもとに、狭布を調庸徭丁に支給して砂金を掘らせていた
 のではないかと推定している²⁹。しかしこの史料でいわれているの
 はあくまで、砂金の採取が「調庸徭丁」に食を支給して行われて
 いる、ということだけであって、「調庸徭丁」の負担する税であ
 る狭布は当然免除になるが、同じく陸奥からの貢納物である砂金
 は対象にならないのか、ということである。これは、砂金が「調
 庸」として賦課されているのかどうか実資らが実はわかっていな

い、ということであろう。

『延喜式』制においては、陸奥の金は「交易雑物」として三五〇両が賦課された。『西宮記』や『北山抄』には、陸奥国の金について「交易砂金」とあり、やはり交易による貢納とされている。同じく交易雑物で金を貢納する国としては下野国がある。但し下野国の砂金については、民部式に「使徭夫採。食亦充正税。」とあって、交易ではなく「徭夫」に食料を支給する、とある。これは本条でのべる陸奥国と同じ方式とみて良いだろう。ここでいう「調庸徭丁」という語は、「調庸・雑徭を負担する丁」として、いわゆる課丁のことをさしていると見られる²⁷⁾。おそらく、砂金の採掘労働は、調庸雑徭を負担する課丁を役務することになっていたが、そこには正税をもにした対価がさらに支給されているので、その点で砂金の貢納を「調庸」に相当するものということができる、というのが主税助の論理であろう。

このように、この記事における、実資の問答の主眼は、調庸免除詔を根拠に受領済物としての砂金が免除されるか否かという点にあると考えられる。ここであげられている狭布の問題は、同じく「調庸」として調達される対馬の銀²⁸⁾とともに「調庸」制度の運用の枠内でいわずに対価を伴わない形で徴収されるのに対し、砂金があくまで対価を支払って調達されるので免除の適用にならないということを主張するための、対比の材料に過ぎない。ここから、狭布の徴収と砂金の採掘を熊谷説のように連動させて考えることはやや無理があるだろう。

ではこの時期の実際の陸奥出羽における「調庸」の徴税はどう

だったのか、残念ながらこの点に関する在地での徴税のあり方を直接示してくれる史料はない。しかしながら一般諸国における動向からすれば、籍帳に基づいた課丁の把握はすでに形骸化・空洞化し、検田に基づく、田籍を基盤とした徴税の体制へと移行していたと考えるのが自然であろう。問題なのはその際に「狭布」の徴収が引き続き行われていたかどうかで、それは、一つには、城柵を拠点とした蝦夷に対する饗給がいつごろまで行われ続けたのかという点と、仮に蝦夷や俘囚に対する賜物が継続されていたとしても、その際の支給物として「狭布」がいつごろまで使われ続けたのか、という点に関する問題といえよう。

この点についてはこれ以上詰める材料がなく、結論を出すことはできない。しかし城柵政庁が概ね十世紀半ば〜十一世紀前半に掛けて消滅していくことを踏まえるなら、少なくともそこを拠点とした饗給も姿を消していったことは想像でき、狭布そのものの需要やこの時期にすすんだ税制の変化の中で、調庸として課丁から「狭布」を徴収する体制自体変化し、米や絹などの収取へと転化していったと考えるべきだろう。

(2) 金の貢納と絹

撰関期の陸奥の金貢納は、絹同様年料化され、受領の任期中の済物とされていた。たとえば次の資料では、任期中で死没（九九九〇長徳四）した前々司藤原実方の「任終年」の金の処理について問題とされている。

〔史料二二〕『御堂関白記』寛弘五年三月廿七日条

参^二大内^一、着^二右丈座^一、定^二諸国申請^一。此中申陸前々司実方

任終年金、交替使遠望不_レ渡_二満正_一。仍申_下從_二前司任終年_一可_二弁済_一由_上。而定猶当々可_レ申_二弁済_一、勘_二公文_一可_レ給_二諸司宣旨_一者。実方任終年金可_レ使_二任用等弁申_一歟。(後略)

同じような事例として、長元元年には前任者橋則光の任終年の金について、後司の平孝義が申上し、裁定が行われている(『小右記』長元元年九月六日条、『左経記』長元元年九月六日条、『小右記』長元元年十月廿日条)。砂金の「年料」が定められ、それが受領任中の済物として課されている事はやはり重要であろう。これもまた、調庸としてではない貢納物の年料化という点では、絹と同じ性格を持っている。陸奥の受領が任中分の砂金を弁済し、また前司任終年分の済物の扱いについて太政官に裁定を申し出ているのは、いうまでもなく、その弁済が受領功過をパスし、次の職に任じられるための要件だったからであろう。

ただしこの金の場合も、受領が必ずしも所定の年料をいつも充ててきていたわけではない。前述の絹の場合は他国での交易調達というほうがとられる場合があった。その際の代納品とされたのが、実は絹である。

〔史料〕三三『小右記』長元四年(一〇三二)二月廿三日条

廿三日庚子(中略)頭弁伝_二関白消息_一云、(中略)又命云、「陸奥守貞仲時、砂金以_二色代_一可_二進済_一之由、去年除目以_二諸卿_一定申。満正任_時、以_二絹一疋_一充_二砂金_一一両_一進済。貞仲申_下請以_二一疋_一充_二一兩_一可_レ済由_上。法令定_下申可_レ有_二裁許_一由_上、依_レ不_レ注_二定文_一、慥所_レ不_レ覚_一者。報云、「諸卿多申_下可_レ被_二裁許_一由_上。

有_二前例_一之上、一疋倍_二満正例_一。就中、雖_レ有_下可_レ進_二見金_一之責_上、難_二進納_一歟。」(後略)

藤原貞仲(陸奥国在任一〇一六〜一八前後)による砂金の「色代」申請について、かつて源満正(一〇〇四年以前に在任)の時には一両_二絹一疋_一だった金一両あたりの絹換算を二疋で進済を申し出たことについての諸卿による定について「依_レ不_レ注_二定文_一、慥所_レ不_レ覚」として関白頼通が實資に確認を求めたのたいし、實資が「諸卿は多く「裁許せらるべし」と定め申したとして、その理由として「前例があるうえに満正の例の一疋分倍している」とし「見金を進るべきの責ありといえども、進納し難きか」と説明している。こうした事例を見る限り、陸奥国からの金の貢納は常に順調に貢納されたわけではなく、むしろ受領たちは年料分の金を弁済するのに四苦八苦している様子もうかがえる、絹による色代申請は、十世紀末以降他国においても確認され、それは現物貨幣としての全国的な絹流通を前提とするものであった。

このような例からは、陸奥の貢納制において、絹はそれ自身が中央の欲する貢納物であるとともに、金の貢納を補完する色代としての役割を持っていたこともわかる。もちろんそれは必ずしも陸奥出羽の産物に限られなかったのであるが、逆に言えば、絹という現物貨幣をつうじて、陸奥出羽の貢納制が、平安京を核とする全国的な絹の流通経済網のなかにあらためて位置づけなおされた、ということができるよう思う。

おわりに

陸奥出羽と並んで存続する大宰府の絹が令制の調絹の系譜を引くものであるのに対し、陸奥出羽の絹は令制の税目にはさかのぼらず、十世紀に新たに登場する。むしろこの点は大宰府の米に近い。しかし系譜がいずれであるにせよ、それは、十世紀における財政危機への対応の中で種々試行錯誤を経て成立した仕組みであると言って良い。その中で奥羽と大宰府は十世紀に入り、公家の財源として位置づけをられるようになっていく。天禄二年官符のような陸奥・出羽に集中的に絹の賦課が行われたのは、それまで中央財政の財源として位置づけられてこなかった奥羽を、大宰府管内と並ぶ新たな財源として位置づけしていく動き、と見るべきだろう。

城柵を拠点とした蝦夷支配を支えていた「狭布」の賦課がいつ頃まで奥羽で行われていたかはよくわからない。しかしながら少なくとも中央政府のこの点への関心は十世紀には消滅していたとみて良いだろう。大赦に伴う調庸免除で中央政府が気にするのは、もっぱら金、ないしはその代物としての絹の貢納であった。奥羽の絹貢納はある意味そうした古代国家における奥羽の役割の変化を象徴するものであったといえるのである。

それでは、このような変化と、陸奥・出羽における地域の動向とはどのような関係にあると考えるべきなのだろうか。この点を考える手がかりは残念ながらほとんど無いと言ってよいが、若干

強引ながらもそうした関心からもう少し述べておきたい。

八・九世紀の奥羽の税制を特徴付ける「狭布」は、前述のように城柵を拠点とした蝦夷支配と不可分の関係にあった。²⁹ 九世紀になると、奥羽両国でも籍帳支配が動揺し、調庸物としての狭布の調達には困難が増えていったことは想像に難くないが、一方でそれを補う形で正税交易による狭布の調達が行われていた。⁽³⁰⁾ その前提にはもちろん、奥羽国内での生産と流通が存在する。しかし十世紀後半から十一世紀前半にかけて蝦夷に対する「饗給」の拠点である城柵が姿を消していけば、それを支えてきた「狭布」の取も、その政治的必要性は大きく減退したであろう。十世紀後半（末は調庸制から官物・臨時雑役というかたちでの負担体の再編が進んだ時期でもあるが、そこで成立した陸奥出羽の新たな取体系の中に、「狭布」の取収が組み込まれていた可能性は低だろう。それは「夷禄」を財源とした蝦夷支配の終焉を意味すると考えられる。

これと入れ替わるように十世紀以降見られるようになる奥羽の絹は、中央への貢納品であるが、「交易」によって調達されることから、その背景としてやはり奥羽国内での生産・流通が一定程度展開していたことを想定することは許されるだろう。またその場合考えてみたいのは、馬など、単価の高い奥羽の特産品の購入代価として絹が使われたという可能性である。一方で中央からは、奥羽両国が納官用として調達できる数量を超える額の絹が賦課されていたことは、十世紀以降の奥羽両国の絹生産・流通が中央からの圧力を強く受けながら展開していたことを示すものだろう

う。両者は決して相反することでは無く、むしろ絹が奥羽の経済圏と平安京を核とする経済圏とを統合する上で重要な役割を果たしたことを意味するといえないだろうか。

注

- (1) 平川南「陸奥・出羽官衙財政について―いわゆる「征夷」との関連を中心として」(『歴史』四八輯、一九七六年)、鈴木拓也『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年。永田英明『古代陸奥出羽の穀米と布―流通経済の視点から』(『歴史と文化』六六・六七、二〇二一年)
- (2) 長沢洋「王朝国家の財政政策―「臨時交易」を中心に」(坂本賞三編『王朝国家国制史の研究』吉川弘文館、一九八七年)以下本稿でとりあげる長沢氏の見解はすべてこの論文による。
- (3) 大津透「平安時代取取制度の研究」(『古代国家支配構造の研究』吉川弘文館、一九九三年。初出は一九九〇年。)以下本稿でとりあげる大津氏の見解はすべてこの論文による。
- (4) 梅村喬「平安時代貢納経済の一視角―絹貢納を中心として」『日本古代財政組織の研究』吉川弘文館、一九八九年。初出は一九八七年、三上喜孝「平安貨幣」としての絹」(『日本古代の貨幣と社会』吉川弘文館、二〇〇五年。初出は二〇〇二年)
- (5) 長沢・大津・梅村・三上前掲論文。
- (6) この史料は現存『別聚符宣抄』に収録されているもとも年紀の新しい史料であるが、清水潔氏は、『別聚符宣抄』収載の文書の中で天禄年間の二つの文書が年代的に孤立していることから、これらが本書の成立後に追加されたものである可能性をも示唆している(清水潔「別聚符宣抄」『国史大系書目解題』下、吉川弘文館、二〇〇一年)。
- (7) 栄原永遠男「奈良時代流通経済史の研究」塙書房、一九九二年。吉川真司「常布と調庸制」『律令体制史研究』岩波書店、二〇一三年(初出は一九八四年)。
- (8) 坂本賞三「前期王朝国家期の米京進と内海沿岸諸国」(松岡久人編『内海地域社会の史的的研究』マツノ書店)、寺内浩「京進米と都城」『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年、三上喜孝前掲書。
- (9) 『類聚三代格』大同四年一月二十日官符、『延喜式』雜式。森哲也「大宰府九箇使の研究」『古代交通研究』創刊号、一九九一年参照。
- (10) 『続日本紀』天平神護元年二月是月条など。
- (11) 正蔵率分制は天曆六年(九五二)に輸納額の十分の二(当初は十分の一)を「率分」として期日を決めて太政官に別納させるようにしたものである。その始源である天曆六年九月十一日太政官符(別聚符宣抄)はあくまで「調庸并中男作物交易雜物及年料米」の十分の一の太政官への合期別納を命じたものだが、『政事要略』卷五十一応和三年(九六三)閏十二月廿八日官符によれば逆に「僅かに率分の法数を済ませ都にその餘の見上を忘る」という状況に至っている。川本龍市「正蔵率分制と率分所」『弘前大学国史研究』七五、一九八三)
- (12) 川本前掲論文、大津前掲論文
- (13) 佐々木恵介「大宰府の管内支配変質に関する試論」『奈良平安時代史論集』下、一九八四年吉川弘文館)初出二〇〇六年)
- (14) このことを証明することは難しいが、関連して触れておきたいのが陸奥・出羽における養蚕の問題である。実は出羽国の場合、建国間もない和銅七年(七〇九)に「始めて養蚕せしむ」とあって、養蚕が政策的に導入されている。また陸奥国の場合、延暦十三年生征夷後の延暦一五年(七九六)に、伊勢・参河・相模・近江・丹波・但馬等国婦女を派遣し「教習養蠶」(以二年)『詠注日本史料』日本後紀』による)という記事がある。実は現存する日本後紀の岩瀬文庫本(柳

- 原本・天理図書館書蔵三条西本は当該部分が「教習養以二年」となっているが、塙保己一版本はこれを「教習養□□以二年」と二文字分の欠落を想定し、国史大系本はこの二字を「蚕限」と推定している。塙本が二字を補うとする根拠は不明で、正確には養蚕の記事と確定する事は出来ないが、しかしここに登場する諸国はいずれも絹や糸の生産国で、また養蚕が女性の労働を象徴するものであったことから（新城理恵「絹と皇后―中国の国家儀礼と養蚕」『岩波講座天皇と王権を考える3 生産と流通』二〇〇二年、坂江渉「古代東アジアの王権と農耕儀礼」鈴木正幸編『王と公』一九九八年柏書房、国史大系本の推測は成り立つ可能性が高いと考える。だとすれば、少なくとも陸奥出羽両国では八・九世紀の段階から、養蚕の奨励が政策的に行われていたという事になる。両国では養蚕の生産物が税として收取されていた形跡がないが、出羽国の養蚕が出羽建国直後に開始され、延暦期の陸奥国の養蚕が延暦十三年直後の、伊治城を中心とした復興政策（拙稿「三十八年戦争と伊治城」熊谷公男編『古代東北の地域像と城柵』二〇一九年高志書院）の直後に行われている事に注目すると、養蚕の奨励は、移民の定住、移民の生活基盤の構築に関わる問題で、農業生産と並ぶ産業奨励政策とみる事も出来るかもしれない。もちろんそれがどの程度定着したかはまた別の問題であるが。
- (15) たとえば越前の事例は『権記』長徳元年九月二十二日条に「詣右府。令覽越前国交易絹十疋解文。今日初可奏文。仍先令覽也。」とある。なおこの解文は奏上の後藏人所に下され返抄を作成させており、藏人所に収納されたい。
- (16) 川本注（11）前掲論文
- (17) たとえば前掲注15参照。
- (18) 中原俊章「藏人方に関する一考察『ヒストリア』一八〇、二〇〇二年）参照。ただし、これとは別に藏人所が奥羽の絹を収納することがあつたことを否定するわけではない。
- (19) 大宰府の検非違使は承平五年（九三三）に史生二人を廃止して検非違使正・権各一名を任じたことによるもので（『別聚符宣抄』承平五年十一月二十七日官符）、擬検非違使は擬任の府検非違使のことであろう。寛仁三年の刀伊の入港時に現地軍功をあげ多くの在地府官と一緒に褒賞されている「擬検非違使財部弘延」なる人物の存在も知られ（『小右記』寛仁三年六月二十九日条、大宰府の現地で活動する府官が、貢綿使として弁官に解文を持参提出したと思われる）。
- (20) 大宰府の綿貢納については、平野邦雄「大宰府の徴税機構」（『律令国家と貴族社会』一九六九年吉川弘文館）、佐々木恵介注（13）前掲論文
- (21) 大津透「養場亮「節録について」（『史学雑誌』九八―一六、一九八九年）、吉川真司「国際交易と古代日本」（『律令体制史研究』吉川弘文館、二〇二三年）。
- (22) 川本龍市「王朝国家期の賑給について」（坂本賞三編『王朝国家国制史の研究』吉川弘文館、一九八七年）、大津前掲論文
- (23) 公文勘会のうえで率分もこの「新嘗会料」も区別なく調帳に記載される年料として「調庸惣返抄」の対象となるが、それは実際の納入のあり方と区別して理解する必要がある。中込律子「受領請負制の再検討」『平安時代の税財政構造と受領』（二〇一三年校倉書房、初出一九九三）、同「中世成立期の国家財政構造」（同上書、初出一九九五年）
- (24) 梅村喬「平安時代貢納経済の一視角―絹貢納を中心として」（前掲注4）
- (25) 『平安遺文』四三九 寛弘二年四月十四日条事定文写
- (26) 熊谷公男「『受領官』鎮守府將軍の成立」羽下徳彦編『中世の地域社会と交流』一九九九年 吉川弘文館

(27) 九世紀以降、公民に対する課役賦課を計量化し労役をフレキシブル

な運用を可能にするための概念として、「調丁」「調庸丁」「徭丁」などの語が使われるようになっており、「調庸徭丁」も、調庸、雑徭を負担できる人々（すなわち課丁）を指すとともに、彼らが負担できる労役の総量（総日数）を指すのではないかと思われる。古田孝「雑徭制の展開過程」『律令国家と古代の社会』一九八三年岩波書店参照。徭丁については拙稿「平安時代の徭丁と徭田」『国史談話会雑誌』五〇、二〇〇九年も参照。

(28) 対馬銀は「調庸丁を充てる」すなわち銀の調達を「調庸丁」の振替えによっておこなっている（おそらくは、一定数の「調庸丁」の負担を銀の負担に振り替えて、調庸制の運用の枠内で銀を調達している）

(29) 鈴木拓也「陸奥・出羽の調庸と蝦夷の饗給」（鈴木注）前掲書所収。初出は一九九六年

(30) 『類聚三代格』貞観十七年五月十五日大政官符

〔付記〕本稿はJSPS科学研究費（課題番号20H01313）による研究成果の一部である。

平安中期陸奥・出羽の貢納制と絹

表1 天禄2年7月19日官符での貢納命令

国名	輸納期限	春米 (斛)	庸米 (斛)	絹 (疋)	調布 (端)	備考	延喜式の同品目
大和	8月以前	150					-
河内	-	150					-
摂津	-	150					-
和泉	-	70					-
伊賀	8月以前			30			交易雑物(白絹12)、調(絹200)
尾張	8月以前			60		例交易160疋内精好	交易雑物(白絹12、絹150)調(絹)
参河	8月以前			60			交易雑物(白絹120)、調(白絹)
駿河	8月以前				1000		交易雑物(商布2100)、庸(布)
甲斐	9月以前			80			調(帛・絶)
伊豆	8月以前				800		庸(布)
相模	10月以前				1200		交易雑物(商布6500)、調庸(布)
武蔵	10月以前				2000		交易雑物(布1500、商布11000)、調庸(布)
下総	10月以前				1500		交易雑物(布1590、商布11050)、調庸(布)
上総	10月以前			120			交易雑物(絶50)、調(絶200)
常陸	10月以前			200			交易雑物(絶100)、調(帛・絶1525)
近江		200					年料春米(内蔵50、省500、大炊1200、糶30)、年料租春米(2000)
美濃	8月		100				交易雑物(絹200)、調(白絹)
信濃	8月以前				1000		交易雑物(商布6450)、調庸(布)
上野				100			交易雑物(絶50)、調(帛・絶)
下野	10月以前				500		交易雑物(布1436、商布7003)、調(帛・絶)
陸奥	11月以前			3000			
出羽	11月以前			1000			
若狭	9月以前	100					年料春米(大炊200)、年料租春米(800)
越前	8月以前		100				交易雑物(絹262)、調(絹・白絹)
加賀	9月以前			60			交易雑物(絹162)、調(絹・白絹)
能登	-	200					年料別納租穀(4000)
越後	10月以前			50	3000		交易雑物(商布1000)、中男作物調(絹・白絹)調庸(布)
佐渡	10月以前				2000		調庸・中男作物(布)
丹波			?				庸(米)
丹後	8月以前		60				交易雑物(絹250、白絹12)、調(絹)
但馬	10月以前			80		当年調庸内精好物	交易雑物(絹737)、調庸(絹)
因幡			200				
伯耆				60		別納租穀又は新委不動穀	交易雑物(絹200、白絹12)、調(絹)
出雲	10月以前			60			交易雑物(絹237)、調(絹)
播磨	9月以前	400					年料春米(内蔵40大炊1100糶24)、年料租春米(2000)
美作	9月以前	200					年料春米(大炊1100、糶10)、年料租春米(1000)
備前	8月以前			200			交易雑物(絹300、白絹12)、調(絹)
備中	9月以前	300					年料春米(大炊105.59、糶20)、年料租春米(1000)
備後	9月以前	300					年料春米(大炊1195.435)、年料租春米(1000)
安芸	10月以前		100				年料春米(大炊600)、年料租春米(1000)
周防	-	300					庸(米)
長門	-	100					年料別納租穀(2047)
紀伊	8月以前			100			交易雑物(白絹12、絹200)、調(絹)
阿波	8月			50			交易雑物(絹300、白絹12)、調(絹)
讃岐			200			当年庸米	年料春米(大炊1400)、庸(米)
伊予	-	400					年料春米(大炊1400、糶20)、年料租春米(2000)
土佐	-	150					年料春米(大炊400)、年料租春米(500)
筑前	11月以前	400					庸(米)
筑後	11月以前	200					庸(米)
肥前	11月以前	200					庸(米)
肥後	11月以前	300					庸(米)
豊前	11月以前	350					庸(米)
豊後	11月以前	250					庸(米)
日向	11月以前	300					庸(米)
合計		5670		5570	13000		

表2 陸奥・出羽の絹に関する史料

946(天慶9).7.24	太政大臣忠平の除病のため、勅して陸奥絹200疋を12寺に分け諷誦を修めしむ	西宮記
971(天禄2).7.19	太政官符で陸奥国に3000疋の絹を課す(11月以前進上)	別聚符宣抄
998(長徳4).1.7	白馬で支給する絹について、率文絹の宣旨が下されていないため、「陸奥臨時交易絹」十疋を以て借下し、その代を返納するよう仰す	権記
998(長徳4).10.2	旬事の禄として、蔵人所出納に命じて「陸奥臨時交易絹」を府生以上に(各1疋)、諸国所進布を番長以下に支給する。	権記
999(長保1).7.20～22	勅命により、「出羽所進臨時交易絹」を女房に分配する。	権記
999(長保1).9.6	御壁代等料の絹を諸国に召す蔵人所牒を発給・70疋のうち40疋は「出羽交易絹」を用いることとする。	権記
1000(長保2).9.13	出羽守藤原義理からの「交易絹解文」等が行成の元に届けられ道長の覧を経る。	権記
1000(長保2).12.11	行成、東宮居貞親王が申請した「陸奥絹」百疋のことを天皇に奏上し「給うべし。内蔵寮申百疋は半分給うべし。」との返答。	権記
1000(長保2).12.18	蔵人所出納に、陸奥絹六疋を御簾料に充てるよう指示	権記
1000(長保2).12.21	皇后藤原定子の葬送料として使う絹百疋について、「陸奥交易絹」を用いるべきことを指示。布三百端については、100端を穀倉院に儲けさせ、二百端を所牒をもって上野国麻布を召す様に指示。	権記
1000(長保2).12.27	「陸奥臨時交□□」を右衛門典侍に給う。	権記
1005(寛弘2).2.1.14	御斎会結願。「陸奥臨時交易」を行事所に渡し布施として僧に与える。	権記
1012(長和1).6.4	大嘗会行事所で左中弁が「陸奥進絹解文」をみる。	小右記
1014(長和3).2.7	鎮守府將軍平維良、奥州より参上。道長に馬・胡禄・鶯羽・砂金・絹・綿・布など献上	小右記
1016(長和5).7.12	「陸奥臨時交易絹」を召し旬儀に奉仕する女房に至急	御堂
1017(寛仁1).8.1	賀茂社行幸。実資、「陸奥臨時交易絹」150疋を下し給うべし」ことを指示	小右記
1017(寛仁1).11.9	賀茂社行幸。行事所が申請した「陸奥絹百疋」を支給。	小右記
1017(寛仁1).11.10	蔵人頼宣が、内侍以下の飾物料絹100疋を行事所に求めたのに対し、実資は、行事所に進納した「陸奥・大宰等絹」をさらに蔵人所の用途に申請するべきではないと意見。	小右記
1026(万寿3).1.17	太皇太后藤原彰子の出家に伴う僧への布施として、「大宰・陸奥所進」の太政官厨家納絹100疋と率分蔵納の調布1000段(信乃布)を支出	左経記
1029(長元2).9.14	陸奥守平孝義が「絹五十疋<八丈廿疋、例三十疋>・檀紙三十帖の解文を中納言實平に伝える	小右記
1031(長元4).2.23	砂金を色代の絹で収めた先例について関白頼通と実資の間で意見交換。源満正の時には絹1疋で砂金一両。陸奥守藤原貞仲の時は絹二疋で砂金一両とした。	小右記
1034(長元7).11.29～12.2	「出羽付交易絹解文二枚」の提出。路次で交易調達した絹が混じっていることについて問題化。実資、関白に、出羽解文と、大宰絹等の粗悪について報告。	小右記・左経記
1034(長元7).12.14～16	陸奥去今年料絹解文の報告。他国絹が混じっていることが問題化するも、品質がよければよいとする。	左経記
1103(康和5).9.21	陸奥守が「陸奥かとり解文」を進上(陸百疋云々)。「件の解文久しく絶える事なり」	殿暦